

## [事案 2024-284] 給付金返還請求放棄請求

・令和7年6月25日 裁定打切り

### <事案の概要>

重大事由により契約を解除され、過去に支払われた給付金の返還を請求されたことを不服として、給付金の返還請求を放棄することを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和6年6月に痔核、裂肛の手術のため入院したことから、平成30年9月に契約した組立型保険（契約①）および令和3年9月に契約した組立型保険（契約②）にもとづき入院給付金等を請求したところ、重大事由を理由に契約が解除され、入院給付金等は支払われず、過去に支払われた給付金の返還を請求された。契約①②の解除は認め、本給付金請求を放棄するので、以下等の理由により、保険会社は過去に支払われた給付金の返還請求を放棄することを求める。

- (1) 契約①②の申込みの際、他社の保険契約があることを募集人に伝えたところ、募集人から「重複して加入しても保障を受けられる」と言われた。また、初回の入院給付金請求の際も同様に伝えたが、給付金が支払われている。
- (2) 保険会社は重複過大と主張するが、令和4年8月から長期の予定で海外で稼働する予定であったこと、同時期に新型コロナウイルス感染症の流行があったことなどを踏まえ、複数の保険に加入することで、幅広い範囲のリスクに備えたものである。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本給付金請求は、契約②の締結後2年9か月間で7回目の請求であること、内5回が1泊2日の入院であること、他社3社から弁護士会照会を受けていたことから支払査定時照会制度にもとづく照会を実施した。その結果、平成30年8月から令和5年7月までの間、当社を含め8社9件の保険契約に加入し、入院一時金合計額は153万円であることが判明した。
- (2) 令和3年9月に契約した契約②を締結した後、同年11月までに2社の保険に追加加入し、その直後である同年12月に逆流性食道炎を理由に入院し給付金を受領している。さらに令和4年2月に1社の保険に追加加入し、その後も令和5年1月に子宮筋腫のため入院・手術を受け、給付金を受領した後、3社の保険に追加加入している。
- (3) 以上の申立人の一連の行為は、約款に定める重大事由による解除に該当する。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、契約者の収入および生活状況、他契約の給付金の支払履歴およびその原因、各契約の加入の経緯等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。

- (2) これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、契約者・被保険者およびその周囲の第三者への尋問等の手続が必要となる。
- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難である。